

取扱区分:「公開」

第 12 回周南市景観審議会

議 事 録

注．発言の内容についてはその要旨を記載しております
(発言そのものの記載ではありません)

令和 8 年 3 月 24 日 (火) 14 時 00 分～
周南市役所 1 階 多目的室

第 12 回周南市景観審議会議事録

- 1 開催日時 令和 8 年 3 月 24 日（火） 14 時 00 分～
- 2 開催場所 周南市役所 1 階 多目的室
- 3 出席委員 中川明子委員 ・ 坂根ひとみ委員 ・ 来島康博委員
山本圭太委員 ・ 渡部弘士委員
- 4 事務局 都市整備部 行富部長 ・ 河村次長
都市政策課 原田課長 ・ 金子課長補佐 ・ 守田係長
清水主査
- 5 傍聴者 傍聴定員 10 名のうち傍聴者 0 名
- 6 議事 第 1 号 周南市景観計画の改定について
- 7 議事の要旨

開会 14 時

開会宣言

部長挨拶

委員の定数報告

(会長)

ただいまから議事を進めてまいります。本日の議事は 1 件です。

議事 1 周南市景観計画の改定について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議事 1 周南市景観計画の改定について説明します。本日は、まず前回景観審議会を振り返り、次に景観計画の改定素案を前半と後半に分けて説明し、続いて公共施設景観形成ガイドラインの改定素案、最後に今後のスケジュールの順に進めさせていただきます。

はじめに、前回 1 月の第 11 回景観審議会から、今回の審議会までの流れを振り返ります。前回は、景観計画改定の概要として、主要な変更点について説明しました。その後、前回いただいたご意見などを反映し、計画素案を作成いたしました。また、計画改定に伴い、公共施設景観形成ガイドラインへの反映も行っております。本日はこの景観計画の改定素案と公共施設景観形成ガイドラインの改定素案についてご意見をいただきたいと考えております。

前回の審議会でも説明した、今回の改定における主要な変更点は大きく 3 つあり、1 つ目が景観届出範囲の変更、2 つ目が景観重要公共施設の指定、3 つ目が社会情勢の変化による景観課題の確認・追加と、全体の時点修正等です。

それでは、次に景観計画の改定素案前半として、序章、第 1 章、第 2 章について説明します。

序章では、計画改定の背景や目的等を整理しており、主な改定内容としては、現行計画策定後の情報の追加や、最新の法令・上位計画を反映するなどが主な内容です。

資料 2-1 景観計画改定素案の 3 ページでは、「周南市における景観行政の取組」の図の中央の「⑧周南市景観計画の策定」以降について、現行計画策定後の情報を追加しています。続いて、4 ページの「計画の目的」の項目では、今回の改定の背景を追記するとともに、その下側の「景観計画の位置づけ」の図において、最新の上位計画等を反映しています。以上が序章の改定内容となります。

続きまして、第 1 章では、本市の景観形成の現状と課題を整理しています。主要な改定としては、社会情勢の変化による景観阻害要因に関する記載や、官民協働の現状における景観整備機構の指定を追記するなど、時点修正等を行っています。

資料 2-1 景観計画改定素案の 14 ページでは、景観の保全に関する課題の 1 つとして、「新たな景観阻害要因への対応」の項目を追加しており、15 ページでその内容について記載して

います。また、その他全体を通して時点修正等を行っています。

第2章では、景観形成の基本方針を整理しています。第2章も、社会情勢の変化による景観阻害要因に関する記載を追加しています。あわせて、地域の取組状況を最新化するなどの時点修正を行っております。

資料2-1 景観計画改定素案の22ページでは、「3. 良好な景観の形成に関する方針」の中の、「魅力ある都市的景観や自然的景観の創出、保全」の項目において、社会情勢の変化による景観阻害要因に対し、その影響が最小となるよう対応を検討する、という方針を追加しています。次に36～53ページでは、地域別景観形成方針として、「都心部、西部、北西部、東部、島しょ部、北部、中山間部」の7つの地域における、各地域の景観に関する地域の取組や課題、方針について記載しています。今回の改定では、「地域主体の景観まちづくりの取組」の現時点での活動状況等について確認し、時点修正を行っています。

修正例としては、51ページの、地域主体の景観まちづくりへの取組の二番目、「世代をつなぐウォーキング&交流イベントの取組」については、景観計画策定当初頃、景観ワークショップでの発案をきっかけとした「鹿野らしさ発見チキチキウォークラリー」として開催されており、名称は変わっていますが、現在もかのふるさとまつりにおいて、継続して類似の活動が実施されています。また、その他全体を通して時点修正等を行っています。以上が第2章の改定内容となります。

以上で、景観計画改定素案の前半部分の説明を終わります。

（会長）

ただ今の景観計画の前半に対する説明内容につきまして、ご質問等ございましたらお受けしたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

私から1点質問いたします。資料2-2 景観計画改定素案（新旧対照表）の48ページ、北部地域景観形成方針図について、現行計画もこのページだけ横向きになっていますが、縦向きへ変更するというのは、レイアウトの関係上難しいということでしょうか。

（事務局）

基本的に当初のレイアウトを踏襲している形で作成しており、北部地域のみ横長の図で、縦にするとどうしても圧縮されてしまうため、改定素案も横向きで作成しております。

（会長）

紙媒体で見る時は、皆さん回転されてご覧になると思います。ただ、PDFでの公開もされると思いますが、その時はどうされますか。出力される方もいらっしゃるかもしれないから、このままの方が良いでしょうか。

（事務局）

現在、方針図の上の文字やページ数は、縦向きを想定して作成しておりますので、基本的には縦向きのままかと思いますが、横向きの方が良い場合は見開きの２ページという見せ方もあるかと思います。いただいたご意見を踏まえて、検討させていただきます。

（委員）

景観形成方針図について追加意見です。方針図の中で、地形や色分けなどが詳細に表現されていることで、必要な情報とそうでない情報の区別が不明瞭になり、地域区分図のどの区域を指しているのか分かりにくいと感じました。

（会長）

今の質問に関連して、資料 2-2 景観計画改定素案（新旧対照表）の 48 ページですが、改定素案の凡例が抜けていると思われます。

（事務局）

凡例を追加させていただきます。

（委員）

景観形成方針図ですが、地域境の境界線について、緑とピンクの二重線で着色されているため、図の中で最も伝えたい情報が分かりにくいのではないかと思います。例えば、境界線を黒にすることで、他の情報がより際立ち、視認性が向上するのではないかと感じます。

（事務局）

各景観形成方針図が示す地域を分かりやすくするため、35 ページの全体図を各ページに縮小掲載するなどの方法を検討いたします。また、緑とピンクの二重線で表現している部分を黒とピンクに色味を変更するなど、より視認性が向上するよう、配色の工夫や簡素化を進めていきたいと思います。

（会長）

他にはございませんでしょうか。

無いようでしたら、引き続き事務局より景観計画の後半について説明をお願いします。

（事務局）

続きまして、景観計画の改定素案の後半の 3 章、4 章について説明します。

第 3 章では、行為の制限及びその他の事項について整理しており、主な変更点として、届

出範囲の変更と景観重要公共施設の指定に関する内容を追加・整理しています。なお、前回の説明から、届出範囲の名称変更や、景観重要公共施設の詳細図・路線名の追加などを行っています。また、その他では最新法令の反映等を行っています。

資料 2-1 景観計画改定素案の 58～61 ページで届出範囲について記載しております。58 ページの「良好な景観の形成のための行為の制限」の、「①景観に配慮する市民の意識を高めることが最も大切」の項目において、今回の届出範囲の変更に関する理由等を追記しています。61 ページでは、真ん中にある「エリアの区分」において、届出範囲の名称を、分かりやすさの観点から変更しております。

前回「届出重点区域」としていた、快適な居住環境を形成するため、届出範囲の変更後も、引き続き一般建築物の届出を必要とするエリアについては、今回「景観形成促進地区」と名称を変更しています。同じく名称変更として、前回「届出重点区域・景観形成重点地区を除く、景観計画区域」としていた、景観形成重点地区と景観形成促進地区以外のその他の地域については、今回「景観形成一般地区」と名称を変更しています。なお、該当地域と届出対象規模についての変更はございません。

次に改定素案の 62～65 ページに今回新たに設定する「景観形成促進地区」の詳細図を追加しております。

続いて、77～81 ページにかけて景観重要公共施設の指定について記載しております。80 ページでは、指定対象の徳山駅前広場の北口と南口の路線名を新たに追記しています。次に 81 ページでは、各駅前広場の詳細図を追加しており、青枠が景観重要公共施設の対象範囲を表しています。黒枠の「景観重要公共施設と同水準で維持管理を行う範囲」については、景観法で定められた公共施設ではないため、景観法上、景観重要公共施設に指定できませんが、一体的な景観を保つために、維持管理に配慮するとともに、市以外の者が当該範囲の維持管理を行う場合は、関係する協定等に基づき必要な協議を実施することとしています。また、その他景観重要公共施設景観形成ガイドラインと併せて構成を整理して分かりやすくしています。その他 3 章全体を通して時点修正等を行っています。

第 4 章では景観まちづくりの推進について整理しています。主な変更点として、「景観重要公共施設の指定・保全」と、社会情勢の変化を踏まえた景観阻害要因に関する記載として「太陽光発電施設に関する対応」に関する内容を追加しています。さらに、前回ご意見をいただきました「計画の見直しサイクル」に関する記述を追記するとともに、景観に関する行政の取組状況を更新するなどの時点修正を行っています。

資料 2-1 景観計画改定素案の 83～96 ページでは、各地域と景観類型を組み合わせ、各エリアの景観に関する方向性や、具体的な行政や地域の取組んでいく内容などについて整理しています。83 ページでは、「都心部地域×都市景観」についての方向性について整理しており、時点修正例として、「地域や企業ができること」の項目の 2 番目の「徳山あちこちクリーンプロジェクトなどの景観保全のための主体的な清掃活動の実施」を、策定当初にはなかつ

た新たな活動として追記しています。同様に以降の 84～96 ページにおいても時点修正を行っています。次に 103、104 ページでは、景観に関する行政の「推進施策の内容」の 1 つとして、「太陽光発電施設の周辺景観との不調和に対する対策」について反映しています。次に 110 ページでは、前回審議会でいただいた意見を基に、「景観計画の進行管理」の項目において、景観計画の見直しとして、都市計画マスタープランなどの上位計画の見直しにあわせて、10 年程度のサイクルで定期的に見直しを行うことについて追記を行っています。また、その他 4 章全体を通して時点修正等を行っています。

なお、第 5 章の参考資料については、語句説明の追加など軽微な修正が中心のため、本日の説明では割愛させていただきます。

以上で、景観計画改定素案の後半部分の説明を終わります。

(会長)

ただ今の景観計画の後半に対する説明内容につきまして、ご意見や質問等ございましたらお受けしたいと思います。

(委員)

資料 2-1 景観計画改定素案の 61 ページ「エリア区分」について、文字と背景色に明度差がないため、読みづらいと感じます。

(事務局)

現在、変更点を全て赤字にしておりますが、改定素案では黒字で印刷予定です。今回は変更点を分かりやすくするために赤字にしておりましたが、ご確認いただく際に見づらくなってしまい、申し訳ございません。黒字で見づらいようでしたら、白枠をつけたりして対応させていただこうと思います。

(会長)

PDCA サイクルについても追記していただき、ありがとうございました。

他にはございませんでしょうか。

無いようでしたら、公共施設景観形成ガイドラインと今後のスケジュールについて、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、公共施設景観形成ガイドラインについて、説明いたします。

本ガイドラインは、周南市の公共施設の景観形成に関する具体的な基準等を定めるものです。

主な改定内容としては、景観計画第3章の「景観重要公共施設の指定」を受け、その具体的な個別基準等を定める「第9章」を新たに追加するものです。基本的な内容は前回説明したものと同様ですが、先ほど景観計画改定素案3章で説明したとおり、前回から、詳細図や路線名などの追加と、景観計画と併せて構成を整理し、より分かりやすくしております。

資料3-1 公共施設景観形成ガイドライン改定素案の17～21ページの第9章として、景観重要公共施設景観形成ガイドラインを追加しています。20ページでは、「6 各施設に関する方針と個別基準」として、駅前広場に関する方針と、個別基準について記載しています。駅前広場の個別基準については、歩道や街路の素材の統一、街路樹の緑のネットワークの維持、照明施設等の色彩の統一などについて、基準を定めています。なお、内容については前回から変更はございません。以上が公共施設景観形成ガイドラインの改定素案の説明となります。

続けて、今後のスケジュールについて説明します。

本日説明しました改定内容について、皆様からのご意見をいただき、改定素案を確定いたしましたのち、令和8年度に、景観計画の改定に向けた各種手続きを進めてまいります。

まず4月24日から6月1日まで、パブリックコメントを実施します。その後、7月頃に、景観法第9条第2項に基づき、都市計画との整合を図り、総合的なまちづくりの観点から意見を求めるため、周南市都市計画審議会への意見聴取を行います。パブリックコメントにおける市民のご意見と、都市計画審議会における専門的なご意見を反映することで計画案を確定し、秋頃に、周南市景観条例第6条第2項に基づき、第13回景観審議会において、景観計画の案について諮問いたします。これらの手続きを経て、周南市景観計画の改定を進めてまいります。以上で、議事1「周南市景観計画の改定について」の説明を終了します。

（会長）

ただ今の公共施設景観形成ガイドラインと今後の予定に対する説明内容につきまして、ご質問等ございましたらお受けしたいと思いますますが、委員の皆様いかがでしょうか。

私の方から1点確認させてください。先ほどスケジュールをお示しいたしましたが、通常の行政上の手続きに則ったスケジュールという理解でよろしかったでしょうか。

（事務局）

そうです。

（委員）

先日、広島へ出向いた際、個人的な経験から交通標識の設置について少々気になる点がありました。路面電車優先区域でバスの後ろを走行中、一箇所だけ右折が許可されている場所があったのですが、表示が小さく見えにくかったため、危うく誤って右折禁止区域に入りそうになりました。このような視認性の低い標識は、事故につながる可能性もあるのではない

かと感じております。

この経験を踏まえ、資料 3-1 公共施設景観形成ガイドライン改定素案の 20 ページ、駅前広場の個別基準の「④サイン・掲示板・標識」について質問です。例えば、駅前ロータリーのような場所において、必要な標識を設置する際に、周辺の景観を損なわずに設置するためのルールや、景観と調和するようなデザインを取り入れる考え方などはございますでしょうか。

（事務局）

ご質問いただいた標識についてですが、公安委員会の方で設置されている交通標識につきましては、道路交通法上に基づき、デザインや大きさ等が定められております。景観ガイドライン等で定めたとしても、本体のデザインを変更することは困難となります。

しかし、標識本体ではなく、設置する際の支柱や裏面などについては、景観への配慮が可能であると考えております。例えば、資料 3-1 公共施設景観形成ガイドライン改定素案の 20 ページ、「④サイン・掲示板・標識」の右側の写真でご覧いただけますように、支柱や裏面をグレーにするなどの工夫も行われております。

また、駅前広場等において、「自転車を押しましょう」といった公共的なお知らせが必要となる場合もございます。このような表示についても、視認性を確保しつつ、周辺景観との調和を図ることが重要であると認識しております。市としましては、単に標識や掲示物を無秩序に設置するのではなく、デザインと機能性の両立を考慮し、設置に関する方針を定めていきたいと考えております。

（会長）

他にありませんか。

他に無いようでしたら、事務局に進行をお返しします。お願いします。

（事務局）

会長、ありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、長期間にわたり、真摯なご審議をいただき、誠にありがとうございます。以上をもちまして、第 12 回周南市景観審議会を終了します。本日はありがとうございました。

閉会 15 時 00 分